

聖籠町子ども・子育て会議の運営に関する規則をここに
公布する。

平成二十六年三月二十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第六号

聖籠町子ども・子育て会議の運営に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、聖籠町子ども条例（平成二十六年聖籠町条例第十号）第十六条第八項の規定に基づき、聖籠町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催及び議事の決定)

第二条 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(意見の聴取等)

第三条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第五条 子育て会議の庶務は、子ども教育課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。